



平成 27 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄 人 化 計 画  
代表者名 代表取締役社長 堀 健一郎  
(証券コード 2404 東証第二部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 国本 亮一  
TEL 03-3793-5117

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 26 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、当社の子会社でありました株式会社システムプランベネックス（平成 27 年 7 月 1 日付にて吸収合併）及び株式会社パレード（平成 27 年 9 月 25 日付にて清算）の事業を承継したことを受け、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、内容の多様化に対応するため、事業目的の変更を行うものであります。

変更に係る基本的な考え方は、当社の現行定款を基軸とし、当社の事業目的と子会社の事業目的との関連性を精査したうえで並び替え、規定を追加するとともに、全般にわたり規定の移動及び表現の修正を行い、簡潔明瞭に記載するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、第 29 条及び第 40 条の一部を変更するものであります。

なお、第 29 条第 2 項の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) その他、一部字句の整理を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年11月26日

定款変更の効力発生日 平成27年11月26日

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～7 (条文省略) (新設)  8～10 (条文省略) (新設)  11. (条文省略) (新設)  (新設) 12. (条文省略) (新設)  (新設)  (新設) (新設) (新設)  13～16 (条文省略) 17. 食料品、弁当、惣菜等調理食品の製造および販売ならびに宅配 18. (条文省略) (新設)  19. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～7 (現行どおり) <u>8. 映像機器および音響機器の企画、開発、製造、販売、リース、レンタル、設置工事および保守管理</u> 9～11 (現行どおり) <u>12. 商業店舗、オフィス、ホームセンター等のオートメーション機器の企画、開発、製造、販売、設置工事および保守管理</u> 13. (現行どおり) <u>14. コンピューターおよび端末装置、通信機器等情報処理機器、周辺機器のハードウェア、ソフトウェア、システムの企画、開発、製造、販売、設置工事および保守管理</u> 15. <u>ゲーム用ソフトウェアの売買</u> 16. (現行どおり) <u>17. インターネット、モバイル、ブロードバンドのウェブサイトの企画、制作、運営およびサーバー機器の貸与</u> <u>18. エンターテインメントに関するコンテンツを利用したイベントおよび販促企画・制作</u> 19. <u>メディア事業</u> 20. <u>広告代理店</u> <u>21. 電気製品、情報通信機器、新素材の企画、開発、製造、販売、設置工事および保守管理</u> 22～25 (現行どおり) <u>26. 食料品、飲料、弁当、惣菜等調理食品の製造および販売ならびに宅配</u> 27. (現行どおり) <u>28. 音楽、映像に関するソフトウェア等の企画、製作、販売、リース、レンタルならびに著作権等の財産権の取得、譲渡、貸与</u> 29. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第28条（条文省略） （取締役の責任免除） 第29条（条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>（監査役責任免除） 第40条（条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定めた額とする。</p>	<p>第3条～第28条（現行どおり） （取締役の責任免除） 第29条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>（監査役責任免除） 第40条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定めた額とする。</p>